

京都改造

——ひとつの豊臣政権論——

鎌田道隆

一 はじめに

織田信長から豊臣秀吉へとうけつがれた政権の流れを、織田政権と豊臣政権の頭字の一字ずつを合わせて、織豊政権とよぶことが一般に定着している。いわゆる天下統一の事業は、織田信長から豊臣秀吉へ、そして徳川家康へとひきつがれたという理解も一般的である。それでは織豊政権というよび方とともに、豊臣政権と徳川政権の頭字を合わせて豊徳政権というよび方が存在するのかといえ、後者の話はこれまで聞かない。

おそらく、織田信長の仇を討ち葬儀をも主催した豊臣秀吉の場合は、血脈ではないけれども、正当な後継者として是認されたのに対し、秀吉と徳川家康との関係では、家康が秀吉の政権を篡奪したという評価から、一種の反倫理的

なうけとめ方があったからであろう。しかし、豊臣時代を中心にして、天下統一というか近世的統一国家の形成の過程を検証してみると、織田政権から豊臣政権へひきつがれたものもあるが、豊臣政権から徳川政権へと継統されて実を結んでいったものが少なくはない。

しかし、織田信長から徳川家康までの政治的な流れが等質であるとか、一貫性があるのかといえ、そうではない。中世から近世への政治的展開は、織田政権と豊臣政権の間や豊臣政権と徳川政権との間にあるのではなく、じつは豊臣政権のなかにその転回があるのではないかと考えられる。すなわち、織田政権の政策をほとんどそのまま継承した前期豊臣政権と、具体的なかたちで近世的統一国家の形成へ踏みだして、徳川政権への連動の道筋をつくった後期豊臣政権というように、豊臣政権というものを前期と後期に二

分して理解することが必要なのではないだろうか。

豊臣政権の前期から後期への転回を、京都という都市に焦点をすえながら検証してみようとするのが、本稿の課題である。前期の豊臣政権については、織田信長の京都支配を略述し、本能寺の変から天正十二年末ころまでについて、織田政権との政治方針の類似性を明らかにしておきたい。

豊臣政権の転回というべきか準備的胎動というべきか、変化は天正十三年ころから見え、天正十八年前後には本格的な京都改造というかたちをとって、後期豊臣政権の姿があらわれる。後期豊臣政権の展開と京都の都市改造とは必然的な連関をもっていたのではないかと、この点も解明しておきたいと考える。

秀吉による京都改造については、小野見司氏の「京都の近世都市化」と題する先駆的業績があり、小野氏は論題に端的に明示されているように、秀吉の改造事業で京都が中世都市から近世都市へと生まれかわったと断じておられる¹⁾。まさに正鵠を得た評価であるが、本稿では秀吉の京都改造事業を点検しつつ、「近世都市」の「近世」の意味をもさらにさぐってみたい。

二 前期豊臣政権

織田信長は、足利義昭を奉じて、永禄十一年九月二十六日、一応平穏なかたちで京都に入った²⁾。つづいて同年十月十八日には足利義昭を室町幕府第十五代の征夷大將軍に就任させ、翌永禄十二年春には、禁裏御所の西に位置する武衛陣邸跡に、將軍足利義昭のための新御所を造営した。そして、永禄十三年には禁裏御所の大修理も行なっており、京都での信長の実力と名声は世人の認めるところとなった。実質的な織田政権の成立とみてもよい³⁾。

織田信長の京都掌握は、天皇や將軍をまつりあげるといふかたちで進行し、自らは表面に出ること少なく、朝廷や幕府の枠組みから常に一定の距離をおいていたかに見える。それでも、室町幕府や京都朝廷を信長がかつぎあげたことによつて、京都という都市が中央政治の場として浮上してきたことだけはたしかであった。京都が政治の舞台として名実ともに姿をととのえていくことと、その京都の隠然たる支配者としての信長像が重ねられていくことが、織田政権の第一段階の政治構想であったのかもしれない。

織田信長は、禁裏御所の修築や將軍御所の造営など局地

的な普請は行なったものの、京都全体の都市景観や社会構造などの大規模な改変には着手していない。むしろ現実の施政方針としては、朝廷・公家・社寺から有力な商工業者集団にいたるまで、中世的旧権力の京都および近郊における諸権利を追認し支持する方針をとっている。

たとえば、足利義昭を將軍に就任させた直後の永祿十一年十二月二十一日、織田信長は同趣旨の文書を二通作成し、「諸本所雜掌中」と「上下京中」に宛て発給させている。

「諸本所雜掌中」宛は信長の朱印状で、「上下京中」宛は室町幕府奉行人連署奉書のかたちをとっているが、信長の意をうけたものであることは間違いない。これによると、禁裏御料所の諸役等については、これまで通り安堵するものであるから、御料所の代官は直務し、上下京中も諸役を完納すべきであるとしている。これは、もちろん京都朝廷からの強い要請に信長が応えたものであったことが、『言継卿記』に記されている。このほか、公家や社寺の率分関を安堵したり、大山崎離宮八幡宮油座や四府駕輿丁座などの商工業集団の特権を承認するなど、旧来の秩序を維持する政策をとっている。そうした実例として、天正三年正月十日付の信長朱印状を『立入宗継文書』から示しておく。

洛中洛外寺社本所領、或号請本知、或手續代官、令押妨、剩年貢所当不納之族、太以曲事之次第也、所詮於自今以後者、以補任雖被宛行、有改□、順路之輩仁被申付、寺社本所無退転之様、可有覚悟候也。

仍状如件、

天正三年

正月十日

信長〔天正御書〕（朱印）

寺社

本所

雜掌中

信長の京都支配は、前述のとおり当初においては、朝廷や幕府といった既成の権威をまつりあげつつ、旧来の秩序を追認するかたちをとった。形式的にも室町幕府や將軍の命令という構図を尊重し、信長朱印状はそれらの政令を補完する実効性に主眼があつたかに見える。

しかし、信長があらゆる旧秩序に妥協したのかといえ、そうではない。元龜二年九月の比叡山延曆寺の焼討ち、元龜四年四月における洛外町村での放火や上京の焼討ちなど、軍事的な敵対勢力や戦略的な制裁は峻烈をきわめ、また將軍義昭との対立で、軍事力による義昭の完全追放を敢行するなど、織田政権の主体は次第に明らかにされていった。

室町幕府滅亡後の織田政権も京都支配に関していえば「当知行」の方針に変化はなく、信長自身京都に定住するという姿勢も示さなかった。信長は京都と岐阜や安土との往復をくりかえしながら武力平定はすすめ、京都には部下の村井貞勝を常駐させて支配させた。

信長を受入れるものには寛容であるが、敵対的な意志や行動をとるものには、容赦ない厳しい政治が行われたといえよう。

天正十年六月二日の本能寺の変で、織田信長は自刃、村井貞勝も討死した。この織田政権の継承を宣言したのは、羽柴秀吉であった。信長の弔合戦を敢行して明智光秀を討つたことと、大徳寺において盛大な信長の葬儀を主催したことによって、秀吉は織田政権の後継者としての名乗りをあげたわけである。

信長急死後の秀吉政権樹立過程では、天正十年六月二十七日の清洲会議と翌年三月の賤ヶ岳の合戦に注目しておくなければならない。清洲会議では信長の後継者としての信長の子（二男信雄、三男信孝）や孫（三法師秀信）をたてながらも、柴田勝家と羽柴秀吉が二大実力者として舞台を廻している。⁽⁷⁾そして、この二人が対決したのが賤ヶ岳合戦

であり、賤ヶ岳合戦に勝利した秀吉の地位は他を圧倒したものとなった。

清洲会議で山城国の支配権を得た秀吉⁽⁸⁾が、京都の支配にも深くかかわるようになったのは、必然的な流れだったのであろう。天正十一年五月二十一日、織田信雄から京都の奉行を任命された前田玄以が、のちには信雄の支配を離れ、秀吉の直臣へと転身していく。『古簡雜纂』には、織田信雄が前田玄以を京都奉行に任命するにあたって、「一京都奉行職事申付之訖、然上公事篇⁽⁹⁾其外儀、以其方覚悟難落著仕儀有之者、相尋筑前（秀吉）、何も彼申次第可相極事」と伝えていたことが記されている。⁽⁹⁾ 信雄による前田玄以の京都奉行任命というかたちも、秀吉の画策または演出の結果だったのでないかということが、充分に考えられるところである。

秀吉は京都支配のための政庁すなわち前田玄以の常駐所であり秀吉在京中の宿所ともなる新邸の建設を、天正十一年九月ころ命じたようである。場所は二条南、西洞院西の妙頭寺のあったところで、妙頭寺には上京北辺の寺之内に替地をあたえて強制的に移転させ、妙頭寺をことごとく壊した⁽¹⁰⁾あとに、「要害ヲ構へ堀ヲホリ、天主ヲ」あげた城構

えの新屋敷を誕生させたという。⁽¹¹⁾

京都最初の日蓮宗寺院として妙顕寺は鎌倉末期に建立されたというが、他宗との対立・抗争もあつてたびたび寺地を替えてきたといい、市街地からは距離をおいた二条界限に所在していた。このことから、妙顕寺そのものがすでにある程度の要塞的構造をもつものであつたことが推定されている。⁽¹²⁾

二条の京都市政庁を拠点とした秀吉政権の京都支配について触れておこう。秀吉のこの時期の京都支配は、前述のごとく織田政権の施策をそのまま継承したものが多し。たとえば天正十一年六月では、六月四日秀吉が大山崎惣中に「定」を發して諸職を旧のごとく認め、同月二十二日前田玄以が阿弥陀寺の敷地を安堵⁽¹³⁾、同二十六日同じく玄以が法金剛院領を安堵⁽¹⁴⁾といった具合である。また秀吉は同月付で、洛中洛外に宛て次のような掟を下している。⁽¹⁵⁾

掟 洛中洛外

- 一新儀諸役等一切不可在之事
- 一喧嘩口論輩、雙方可為成敗、但⁽¹⁶⁾懸者雖在之、令堪忍、对奉行於相理者、則為存分事、
- 一火事儀、至自火者、其身可処罪科、若付火為分明者、

遂糺明可隨其事、

一諸奉公人、对町人非分狼藉族於⁽¹⁷⁾之⁽¹⁸⁾、不寄仁不肖、無用捨奉行可申事、

一諸勝負停止事、

一洛中洛外諸牢人、秀吉不相知輩、不可居住事、

一諸事關奉行人、以別人令訴訟者可為曲事、但奉行若於相紛子細慥者、依事可直訴事、

右条々堅定置上者、聊不可有相違者也、仍如件、

天正拾一年六月 日 筑前守(花押)

この七カ条は、新儀諸役の禁止、喧嘩口論の双方成敗、失火の罪科、諸奉公人の非分狼藉禁止等々、京都の治安と民政に関する基本方針を宣言したものと見える。さきの諸社寺に対する安堵状は、個別の特権層の利害承認であり、七カ条は民衆に対する民治方針の宣言であるが、いずれも旧秩序の保持を前提としている。唯一の新基準ともいえるものは、七カ条のなかの六条目で「秀吉不知輩」の牢人の京都追放をうちだしたところであろうか。

前期豊臣政権の旧秩序保持をもっとも端的に示しているのが「玄以法印下知状」である。『続群書類従』所収の「玄以法印下知状」⁽¹⁹⁾は、天正十一年六月から同十二年四月

分までの六十九通である。下知状の宛名は、町人、百姓、

町、職人、座、武士、公家、寺院、神社、門跡など多様であるが、いずれも従来の権益を擁護・安堵するものである。

そして、安堵の文言にも注目しておきたい。というのは、織田政権下の京都の奉行村井長門守貞勝の令達や伝統的な認証を追認するというかたちが多くとられていることである。例示すると、天正十一年六月二十二日付の阿弥陀寺清玉上人宛のものには、「任御下知並村井長門守折紙之旨」とあり、同六月二十三日付の森長介殿宛文書には、「如村井春長軒折紙」、同月二十五日付の松本新右衛門殿宛文書には「御代々御下知之旨を以如申付来」とある。「村井長門守」「村井春長軒」「村井」などの村井貞勝を指す文言が六十九通中の十通以上に見えている。また「信長被成御朱印⁽¹⁸⁾」とか「信長被仰付之上者⁽¹⁹⁾」と織田信長の下達を追認することを明示する文言もある。そのほか「任御代々證文之旨⁽²⁰⁾」や「帯御代々證文上者⁽²¹⁾」とか「任綸旨並御代々證文其外補任等之旨⁽²²⁾」というように、先代の織田政権はもとより、さらに古く旧来の政権の与えた権益をもそのまま豊臣政権が承認するものであることを、これらの「下知状」は伝えている。

三 聚楽第と大仏殿

天正十三年から同十八年までを、前期豊臣政権から後期豊臣政権への移行期、または後期豊臣政権への胎動期とみることができのではないかと思う。この間に、京都の町も中世から近世へと衣替えの準備をして、天正十八・九年には目に見えるかたちで、近世京都が出現することとなる。

秀吉は天正十三年三月、仙洞御所造営の功によって、正二位内大臣の地位にのぼった。高齢の正親町天皇の讓位にそなえて、荒廃はなはだしい院御所を修築したのである。そして、同年七月十一日近衛前久の養子というかたちをとった上で平姓を藤原姓に改め、関白・従一位に叙されるといふ栄誉を得た⁽²³⁾。関白というのは古来摂家の者のみに限られてきたもので武家の官位でもないが、秀吉が関白の官職を得たことは、公武の頂点にのぼってきたことを意味した。さらに豊臣賜姓についても、天正十四年十二月説が一般的とはいえず、同十三年九月説もあって、天正十三年の後半の関白就任以降が、秀吉政権にとつての一大転機であったことは、衆目の一致するところである⁽²⁴⁾。

いずれにしても関白となったことによって、政治組織の

整備にのり出し、また関白にふさわしい政庁の造営なども構想するにいたったことはたしかであろう。『甫庵太閤記』はこうした考えからか、関白就任と同時にいわゆる五奉行が置かれたかのように記しているが、正式な五奉行の設置は慶長三年ころまで下るのではないかと考えられている。

しかし、奉行制による行政が本格的に展開されるようになるのは、やはり関白政治の始まりと無関係ではない。京都の奉行として前期豊臣政権になった前田玄弘も、天正十三年七月には五万石を与えられて丹波亀山の城主となったとも伝え、全国支配へ歩み出す豊臣政権の中心的な奉行として認識されるにいたっている。²⁶⁾

天正十四年を迎えると、事態はさらに明瞭に見えてくる。建設当初「内野御構」ともよばれた聚楽第の造営がその第一である。関白にふさわしい中央政庁兼関白御殿をつくることは、関白就任とともに日程にのぼったことであろうが、天正十四年には内野の地をえらんで建設に着工している。その模様を『多聞院日記』は「去廿一日ヨリ内野御構普請、大物以下事々敷、諸国衆自身ノ沙汰之、ヲヒタ、シキ事也、関白殿 三日ニ御上ト云々」と記している。²⁷⁾ また、吉田兼見は細川幽斎と出会って聞いた話として、内野の普請

では堀が掘られるということで、堀は幅二十間、深さ三間四周の延長千間にもおよぶと書きとめている。²⁸⁾

内野という地は、厳密な意味で野であったわけでなく、平安京大内裏の跡地であって、内裏が左京に移されてからは退転し、野とよぶに相応わしいほどの荒廃ぶりを示していたという。荒廃しているとはいえ、秀吉は旧大内裏の地すなわち王城の中心地をうけついで、そこに関白御殿の建設を計画したのではないかという見方もある。²⁹⁾ だが、むしろ市街地を避けているという事実の方にも注目したい。秀吉の最初の京都屋敷兼政庁も、二条の妙顕寺のあった場所であって、当時の非市街地であったということ、重ねて記憶しておきたい。

天正十四年の聚楽第造営工事は、同時に進行していた大坂城の普請にもまさる規模であったといわれ、翌十五年の正月には作庭の工事も本格化したらしく、京中の名木や名石が強引なかたちで集められたようである。吉田神社でも突然人夫がやってきて松の木を掘り始めたので、あわてて抗議したと『兼見卿記』は伝えている。³⁰⁾ 奈良でも同年三月初ころ同様の騒ぎがあったらしく『多聞院日記』は、「京都ヨリ内野御庭ノ用トテ、在家ノ植木・ニハノ石取ニ奉行人

下云々、人足ノヤツカイ沈思々々」と記している。⁽³¹⁾

聚楽第の建設や構造についての詳細な記録はなく不明瞭なことが多いが、そのなかで、フロイス『日本史』の第二十七章と第三十三章は聚楽第関係の史料として、きわめて貴重な位置にある。ここで、フロイス『日本史』の次の文章を検討してみよう。⁽³²⁾

都が一つは上の都（上京）、他は下の都（下京）と称される二地区に分割されており、あたかも二つの町の形をとっていたので、彼は城を上のに造り、そこで日本中で造りうるもつとも豪華な新都市を営もうと決意した。そのために彼は従来そこに建っていた家屋をほとんど全部取り壊してしまった。かくて巡察師が同地に滞在していた二十数日間だけでも、進行中の工事を拡張し、新しくより立派な家屋を建てるために、すでに存在していた二千軒もの家屋を撤去（せしめた）。そして彼は上の都が占めているほとんど全城を、意のままに日本の諸侯の間に分配し、（彼らの）一人一人にその屋敷を造るにふさわしいと思われる地所を与え、幾つかのはなはだ広くて長い真直な街路を残した。これは聚楽第の建設場所についての記述であるが、この

文章を文字どおりうけとると、上京の市街地に二千軒以上の家屋をとり壊して聚楽第および武家町が建設されたといったことである。二千軒を民家だと仮定して、一町平均を五十戸位と勘定するならば、四十カ町以上の町々がつぶされたことになる。はたして事実であろうか。聚楽第の位置は、北は一条通、東は大宮通、南は丸太町、西は千本通とするのが通説的な理解である。⁽³³⁾この地が聚楽第建設以前にそうした市街地として形成されていたことを証する史料はない。むしろ、豊臣秀吉は上京の市街地から離れた場所をえらんで聚楽第の建設を命じたのではないか。

フロイスの『日本史』は、聚楽第と武家屋敷群からなるいわゆる聚楽町とヨーロッパの都市とを比較しながら、「こうした場所には諸侯の屋敷しか建てられておらず、他の庶民の家は一軒もそこにはないからである。すなわち庶民が居住する都の町の大部分の地域はここから続いており、すこぶる大きくあるが、この地区とはなんの交わりもない」とのべている。聚楽町が上京の市街地から離れているという都市景観をのべているわけで、さきに引用した「そして彼は上の都が占めているほとんど全城を意のままに日本の諸侯の間に分配し」といった記述とは矛盾する。取り壊わ

された家屋二千軒という数字が誤りであるか、また誤りでないとするれば、天正十九年におこなわれた聚楽第周辺および京都全域におよぶ都市改造時のデータとの混同があるかもしれない。

聚楽第の完成は、秀吉が大坂城から聚楽第への移徙をおこなった天正十五年の九月とすべきだろうか。内野新第とか内野御構とよばれてきた呼称も、この秀吉の移徙のころから以降の諸記録に、「聚楽城」のように「聚楽」を冠した名称で登場する。おそらく、正式な命名があったのであろう。「聚楽」の語についてはいくつかの説があるが、『聚楽行幸記』の「長生不老のたのしびをあつむるものか」という解釈や「それは彼らの言葉で悦楽と歓喜の集合を意味する」というフロイス『日本史』の理解で妥当なのかもしれない。

天正十五年九月の妙顕寺跡屋敷から聚楽への京都政庁移転のころ、また翌天正十六年四月の後陽成天皇の聚楽行幸のころには、徳川家康ら有力大名の屋敷が散在していた程度ではなかっただろうか。聚楽第の周囲に大名屋敷街が成立していたことはフロイスの『日本史』からもうかがえ、江戸期以降の町名のなかにも、かつて大名屋敷地であった

ことを示すものが少なくない⁽²⁷⁾。こうした大名屋敷とともに御用町人らの町場もしだいに形成されて、聚楽城または聚楽町の概念があったのだろう。

天正十七年二月、前田玄以がその聚楽町に関する条規を定めたと伝え、天正十九年に入ると、聚楽町でも新たな武家屋敷建設がすすめられたのではないかと思う。天正十九年の変貌は、聚楽町だけでなく、後述する全京都的な都市改造との関係で論じられなければならないが、聚楽の展開のなかに豊臣政権の転回を読むことも必要であろう。

秀吉の栄華は、天正十九年十二月に甥の秀次に関白職を譲って自らは太閤となり、翌二十年正月には秀次の政庁にかわった聚楽第へ後陽成天皇の行幸を再び実現し、ついで朝鮮への侵略を企てたころであったのかもしれない。しかし、秀吉は秀次との不和から、文禄四年七月には秀次を高野山へ追って殺害し、聚楽第をも瞬時に破壊させてしまった。聚楽町の盛衰は政治と結びついた町づくりの問題を露呈していると考える。

京都市街の西郊で、聚楽第の普請がはじめられて間もないころ、秀吉は奈良東大寺の大仏に勝るとも劣らない規模の大仏殿を、京都で造立したいと考えていたという。ルイ

ス・フロイスは『日本史』のなかで、「元来、関白は自らの名声を誇示し記念するのに役立つような大事業を起す機会を見逃すような（性格では）なかったたので、同寺院を再建することを決意した。しかも基礎から新たに建て直すことに決め、奈良においてではなく、都の傍（南六波羅）に、寺院も偶像も僧院の建築物も、形態と規模において最初のもの（奈良の大仏殿）に匹敵するものを造れと命令した」と記している。⁽³⁹⁾

当初、大仏殿は東福寺の近辺に建立される計画であったといわれ、天正十四年四月一日に、京都から大坂へ下る秀吉が、その途中で地を選んで着工を命じたと伝える。⁽⁴⁰⁾ 同月下旬には大仏用材の運上が命じられ、同年八月には大仏作事のための工匠も九州からよび寄せられたといふ。

しかし、理由は判然としないものの、大仏殿の建立は一時沙汰止みとなつたらしく、天正十六年五月の工事再開にあつては、東福寺近辺から東山の麓の南六波羅の地に場所替えされた。当初計画からの変更が場所替えのことだけだったのかどうかはわからないが、本格的な大仏殿建立事業の再開で、洛中上下京市民たちへの餅酒の振舞いと、市民らによる「大仏殿おどり」によつて、京中は大変な盛り

上がりを示したようである。

京ニハ大仏建立トテ石壇ヲツミ、土ヲ上テ、其上ニテ洛中上下ノ衆ニ餅酒下行シ、ヲトラセラル、事々敷フシン也、

『多聞院日記』の記載である。⁽⁴¹⁾ 東山阿弥陀ヶ峯の麓に、巨石を集めて石垣を築き、文字どおり鳴物入りで、五月十五日に居礎の儀がおこなわれた。

聚楽第の建設と京中市民との密接な関係がどうであったかは不明であるが、大仏殿の場合には深いかかわりがあったことを注目しておきたい。

大仏殿可被建為御祝儀、来ル十五日今度彼地形江石垣築候普請之衆へ御酒可被下由ニ候、就其酒肴車ニつみ、京より大仏之地形所迄可被遣ニ而候、然者京中ニ而笛太鼓打之者善悪ニよらず悉罷出、はやしものニ而京より大仏迄可相届旨被仰出候、笛太鼓之者之外ニも、京中其町々ニ而年寄がましきもの、其外子供夫々ニ出立、上京より人数二千、下京より二千可罷出旨上意ニ候間、急度成其意、笛太鼓之者今明日ニ相改書立可上候也。⁽⁴²⁾

五月八日

玄以花押

〔天正十六年也（本書）〕

下京中

大仏殿の建立にあたって、豊臣秀吉自ら京都町民の奉祝協力を要請し、それをうけて前田玄以が具体的な動員策を指示している。⁴³ 上下京ではこの要請をうけて、秀吉から普請衆への振舞酒を車に積み、笛や太鼓などの囃し物を鳴らし、町組ごとに風流踊を組んで、京都市中から鴨川を越え、大仏殿の普請現場へと繰り出したという。上京立売組では「大仏殿御おとり」の費用として錢四九貫四四九文を支出し、家数四二九軒で割って、一軒から四七文ずつを集めたと、天正十六年五月二十九日に決算している。⁴⁴

大仏殿の造営が京都の近世都市化の問題と直結するわけではないが、京都の人々にとって当初から精神的なつながりをもたされたことは注目すべきであろう。のちに近世都市京都が、聚楽町方向すなわち西側へはあまり発展せず鴨川をこえて東方へと都市域をのばしていったこととのかかわりもあるかもしれない。

しかし、聚楽第にしても大仏殿にしても、豊臣政権としての巨大事業であり、豊臣政権の全国支配へのシンボルであったが、わずかに近世的世界への礎石とか、政治構造や社会構造の近世化への萌芽の程度ではなかつたかと思う。

四 後期豊臣政権

聚楽第と大仏殿の造営事業を中心とする豊臣政権の京都作事は、天正十四年から始められ、庭石や植木の強制供出や「大仏殿おどり」などのかたちで京都市中に若干の影響はあったものの、全京都という空間的な視点からすれば局地的出来事であった。いずれも京都市街地からは離れた地点というか、隣接地に建設されたものであった。

ところが、天正十八年から同十九年にかけて進められたいくつかの都市改造事業では、京都の市中そのものが対象とされ、京都が都市構造や機能において、中世都市から近世都市へと生まれかわるほどの変貌をとげることとなる。この本格的な京都改造は、短冊型町割、寺院街の形成、お土居の築造、そして洛中地子銭の免除という、大別して四つの事業から構成されていたと考えられる。

天正十八年からの京都改造事業は、豊臣政権の全国支配と深くかかわっている。豊臣秀吉は、天正十五年には島津氏を降伏させて九州平定を完了、翌十六年四月の聚楽行幸に際して、天皇の前で諸大名に秀吉への忠誠を誓わせ、豊臣政権の基盤を固めた。秀吉の全国統一事業は着々と進み

つつあったわけで、天正十七年の十一月には最後にのこつた関東・東北の軍事的制圧をめざして、北条氏の討伐を諸將に命令した。そして、天正十八年小田原北条氏を滅し、ついで東北をも平定して、名実ともに天下統一を果たした。軍事的な全国平定と合わせて、徳川氏の江戸への転封をはじめ東北諸大名の領地を確定するなど、政治的にも全国統合を天正十八年中にはほぼ完了している。

軍事的な全国平定から、統一国家の形成へという政治課題に踏み出したとき、京都の改造は不可欠だったのでないだろうか。いいかえれば、京都の改造は近世的統一国家の形成、石高制社会の成立と密接な関係にあった。京都で具体的に進められた町割や寺院街の形成などのひとつひとつを詳細に検討し、そしてそれを総合してみると、近世的統一国家の拠点都市として、秀吉が京都に期待したものをよみとり検証することができるのではないかと思う。

(一) 短冊型町割

豊臣秀吉による市街地改造の特徴は、町人民住区における短冊型町割にある。短冊型の町割というのは、東西や南北の道路によって囲まれる町地が正方形の形状となるので

はなく、短冊型すなわち長方形の形状を呈することをいう。平安京の地割は東西および南北の大路や小路によって区画される最小の地区形状が、およそ一丁（一〇八メートル）四方の正方形であり、いわゆる基盤目状の都市区画である。この一丁四方の正方形の町割に対して、道路で区画されるかたちが、東西に半丁、南北には一丁という南北方向に細長いかたちに改変されたものが、秀吉による京都における短冊型町割とよばれる。すなわち、秀吉による短冊型町割の実施は、平安京の正方形の区画の中心に、さらに南北方向の通りを一本ずつ加えていくという手法によっていることになる。平安京の南北路の中間に新しい南北路を加えたかたちの町割の存在は、江戸時代以降の絵地図類から現在の京都市街地図まで明瞭に確認することができる。

短冊型町割の実施過程については、その具体的様子を語る史料は発見されていない。ただし江戸時代にまとめられた記録のなかに、秀吉による都市開発を示す記述があり、それが短冊型町割が実施されている地区と符号しており注目される。⁽⁴⁾

下京古町と申候者、昔尊氏將軍之末、武威衰、度々戰多而、京都町人も離散仕候故、在家も此方彼方ニ少々

宛相残御座候。下京者高倉より東者、一面之河原ニ而家も無之候。五条通今之松原より下者、田野河原也。

時に天正年中豊臣秀吉公之御代と成、大坂五奉行之内前田徳善院玄以齋法印因州ニ而五百石被領候此御方を、京都所司代ニ被仰付候而、寺社奉行をも兼被勤候。此時ニ相残有之町々を今古町と申、次第に跡より建申町を新町と申候。

下京についての記述であるが、秀吉による都市開発以前には、高倉通より東は荒廃して人家もなく、五条通（松原通）以南も田野・河原となっていたという。当時の下京市街地は高倉通以西、松原通以北で、この区域に所在していた町々が江戸時代には古町とよばれ、荒廃していた田野・河原地帯が秀吉によって再開発され、このとき新たに生まれた町々が新町とよばれるのだと記している。

高倉通とか五条通という表記が厳密な意味での区画線ではなく、おおよその地区区画をあらわしたものであるとするならば、この再開発地帯のほとんどは短冊型町割となっており、古町地域は原則として正方形の平安京町割のままであるということができる。すなわち、秀吉は下京中心部の古町地域に対しては短冊型町割を実施していないという

ことになる。

下京中心部の古町地域とは、現在でも祇園祭の山鉾を維持している京都商工業の中心街である。豊臣秀吉といえども、この山鉾町地域に対して強権を発動し新しい町割を実施することができなかったのではないかとこの見解もある。しかし、そうした考え方よりも、山鉾町地域に対しては短冊型町割を実施する必要がなかったのではないかとこの考え方をここではとりたい。

短冊型町割のねらいは、ひと口でいえば町地の有効利用であろう。一丁四方の町地では、通常の場合道路に面して家屋敷が軒を並べるとき、極端な場合一軒分の奥行きが五十メートルにもおよぶこととなる。それでは町地の中央部は利用されなのまま空地となるか、または寺院や巨大屋敷などに占拠を許して町地としては活用されない。この空洞化しやすい町地の中心部に新たな道路を貫通させると、道路に面する家屋敷の間口は約一・五倍に増加し、奥行きは従来の半分となる。短冊型町割の実施で、町地の中央部に空地をもたない密集型町屋地区の開発となるのである。すなわち、都市内に空間地を生じない都市開発の手法として短冊型町割があつたのであり、以後の豊臣秀吉の近世都市の

造成においては、この短冊型町割が町人居住区の基本型とされる。⁽⁴⁸⁾

短冊型町割が町地の有効利用をめざした手法であったとして、下京中心部にこれが実施されなかつた理由を考へるなら、当該地区は町地がかなりの割合ですでに有効利用されていたとするはかない。南北の通りで室町通・新町通・西洞院通を中心とする地区で、東西の三条通から五条（松原通）にいたる範囲は、いわゆる繁華街で、有力な商業者が表通りに面して間口をならべ、深く奥へのびる屋敷内にも仕事場や蔵などが配置され、一丁四方の町地の中央部までかなりの程度活用されていたのではないだろうか。そうした歴史的経緯をかなり正確に伝えているのが、現在の京都市街地における町界線ではないかと思う。短冊型町割地区では、南北路に對面する両側の町地で町共同体を構成するため、町界線も道路を中央線とした長方形を原則とする。正方形の古町地域では、東西と南北の両方の通りに面してそれぞれの町が形成されるので、この地区では道路を中央線にした菱形の町界線を基本としている。しかし、両地区ともに東西か南北の通りのいずれかが経済的優位性をもっているところでは、その優位な通りに面した町の町界

が膨脹してゆがみを生じている。はたして町界線が天正年間以來でさかのぼりえる歴史性をもつものかどうかは定かでないが、商工業の發展度を町界がものがたるものであるには違いない。

現在の市街地区はもとより江戸時代の京絵図類をみても、下京の中心部だけでなく、短冊型町割が実施されていないところがあちこちに見える。また反対に秀吉の都市改造以後に市街地となつたと考えられるのに、短冊型の町割となつてみるところもある。これらの説明は個々の事情を検討してみなければならぬが、おおよそのところでは、おそらく前者は有力な大名の京屋敷をはじめ規模の大きな屋敷や建造物が所在したところ、後者はたとえば聚楽第破却後に町地化されて、短冊型町割がおこなわれた新開地などであろう。

秀吉による短冊型町割については、その実施年代も明らかではないが、天正十八年から同十九年にかけての都市改造期であることはまちがいないであろう。なぜなら、短冊型町割と不可分の関係にある洛中寺院の移転と寺院街区の形成がほぼこの時期であるからである。また『晴豊卿記』などの記録に、天正十九年初頭の屋敷替えで京中が大騒動

となったことが伝えられており、新たな町割の実施をうかがうことができる。⁽¹⁹⁾

(二) 寺院街の形成

寺町通は、通りの東側に門を西に向けたかたちで、寺院が北から南へと配列された寺院街区である。この寺院街を造成したのは豊臣秀吉であり、平安京の東京極大路にあたる寺町通のさらの東側へおし出すかたちで、寺院を並べたという。この寺町の造成について、フロイスは『日本史』のなかで、つぎのように述べている。⁽²⁰⁾

町には古くから、各地区に諸宗派の僧侶たちの約三百あまりの寺院と僧院があり、すでに関白は以前から彼らの収入の大半を没収していたのであるが、僧侶たちが、(自分らは)重庄と労苦から免除されたと吹聴することがないようにと、関白は、町の中心部にあった彼らの寺院、屋敷、僧院をことごとく取壊し、それらを町の周囲の(城)壁に近いところで、すべて順序よく新たに再建するよう命令した。

たしかに、洛中市街の東端である寺町通東側には、北は鞍馬口から南は七条まで、市中から移転させられた寺院が

軒を並べた。⁽²¹⁾ 豊臣秀吉による寺町造成の状況を伝える史料は少ないが、江戸時代の絵図や地誌類から、造成時に近いすがたを推定、復元することはできる。絵図では、宮内庁書陵部蔵の寛永十四年「洛中絵図」や京都大学蔵の「寛永後万治前京都全図」などが、十七世紀前半の状態で知られ参考となる。しかし、絵図では移転年代やどこから移転させられてきたのかなどが不明であるから、地誌のなかからそうした移転の来歴を記したものと合わせて、寺町造成の検証を進めてみよう。

正徳元年の刊記をもつ僧白慧の『山州名跡志』⁽²²⁾から、若干の事例をあげてみる。鞍馬口の南、上御霊社の筋にあたる浄土宗西園寺は、旧地室町から天正十八年に移されたという。同じく浄土宗の仏陀寺は、十念寺の南に位置するが、かつて万里小路春日の北にあったものを、天正十九年に当地へ移したという。今出川の南二丁目位置する法華宗の本禅寺は、移転年は明らかではないが、旧地は四条堀河であったと伝える。竹屋町通の東にある時宗の大炊道場聞名寺も、移転年代は不明であるが、旧地は室町通丸太町南の地で、町名が道場町の称で残っている。

下京では、錦小路の南に所在する時宗の四条道場金蓮寺

が、東洞院四条から天正十八年に当地へ移されたと伝えて
いる。五条橋西詰の新善光寺御影堂の西隣に位置する浄土
宗本覚寺は、はじめ高辻通鳥丸の東にあつたが、天正十九
年「公命」によって移転させられたという。本覚寺南の来
迎堂は、移転年代は不明であるが、旧地が松原通堀川の西
で来迎堂町の町名を残している。浄土宗蓮光寺は新町通松
原の北から天正十九年に長講堂の北の現在地に移されたと
伝えている。

『山州名跡志』には、移転年代を「天正年中」とのみ記
す寺院もあり、また各寺院の記録や寺伝では天正十八年よ
りも早い移転年代を伝えるものもあり、寺町の造成を天正
十八年以降とする考え方と、かならずしも一致していない。
移転年代についての考証は今後に委ねるとして、寺町の各
寺院が洛中市街地から移転させられてきたことは間違いな
く、寺院形成の意味が都市改造構想全体と直結しているこ
とを認識しておかなければならないだろう。寺院街の形成
というだけなら、秀吉はすでに大坂においてその実績をもつ
ており、寺院街形成の意味をどこにもとめるかということ
がここでは問題となる。

フロイスの『日本史』には、通詞たちの話として、寺院

街形成には二つの目的があつたと記している⁸⁴。その第一は、
都で戦争がはじまつたとき、町外れのこれらの寺院街を最
初の防衛戦にするためであり、第二は市中にある寺院では
僧侶と市民があまりにも親密であるので、僧侶と信徒を引
き離すためであるという。第一の目的とされる寺院街の特
的位置づけというのは、秀吉がはたして京都を戦場とする
ことを想定していたかどうかということが根本的に問われ
なければならぬし、小規模な寺院列が軍事的役割を果た
しえるかという点や、寺町の外側を走るお土居の役割をど
う意義つけるかということもあり、かなり疑問がある。た
だし、第二のねらいは寺院街に集められた諸寺院が、浄土
宗、法華宗、時宗などの庶民性の強い宗派であること、寺
院の集住による宗教統制の容易性なども考えられるから、
これは妥当な見解としてもよいのではないかと思う。

さらに日本側の史料で、さきにみた短冊型町割のところ
でも引用した『京都古町記録』⁸⁵に次のような記述が見える。

下京ハ町数も少く有之、寺社も町之中に入込御座候。

因茲、従大閣様京都繁昌之為に、町中に有之寺社を町
の外へ引別チ可申由被仰出候。

注目したいのは、「京都繁昌」のためと記された部分で

ある。すなわち、改造以前の京都では、寺社が一丁四方の町家地の中央の空間地や、場合によっては道路に面する商業業者の居住地に大きな面積を占拠しており、都市中心部を商工業地帯としたいという考え方からすると不都合な状況にあったのではないだろうか。したがって、非生産的な寺社地を商工業地域から排除して市街地周辺に移転集住させたといった理解である。『京都市街地再開発』等の記述は、寺院移転による実的な効果という結果論から論理づけられたものかもしれないが、寺院造成の効果が市中の経済的発展であったとするならば、寺院街造成は宗教的意味とともに経済的な位置づけがあったと考えてもよいのではないかと思う。そして、市中からの寺院の排除と短冊型町割とは経済的効果をねらった京都市街地再開発という点で一致しているということになる。

秀吉による寺院街の造成は、寺町だけでなく、北辺の寺之内でも進められている。寺之内地区は、秀吉の都市改造以前すでに山門系の寺院が集合し寺之内の地名も成立していたという⁵⁹。秀吉の時代でも、妙覚寺が四条大宮から天正十一年に、妙顯寺が二条西洞院から天正十二年にとりよりに、かなり早い時期の移転となっている。同じころに秀

吉は大坂でも寺院街の造成をすすめているので、寺之内の場合には、寺町の寺院街とは若干異なる意味での寺院街とみておく必要があるかもしれない。ただし、秀吉の寺院街区形成構想の根本に、宗教統制上の意味づけが共通していることは認められよう。

たとえば、天正十九年に大坂天満から京都六条へ移転させられた本願寺は、京都市街地南端に寺内町を形成する。これは秀吉が一向宗寺院に対して特別な対処をしたあらわれであり、寺町や寺之内の寺院街には、一向宗すなわち浄土真宗の寺院は一カ寺も含まれていないのである。

(三) 公家町と武家町

織田信長は入京後に皇居の修築に力を入れたが、秀吉も同じであった。とくに、天正十三年正月から三月にかけての仙洞御所造営は、秀吉の内大臣ついで関白への昇進という立身出世に直接的な影響があったと考えられる。そして、天正十七年から着手された皇居修理も、新築とよぶに値するほどの大工事であったが、このときの皇居修築は従来との質的差違をあげなければならない。これまでの皇居修築がほぼ朝廷側からの要請にこたえて、権力者が実施してき

たのに対して、天正十七年からの修築は、秀吉による京都の都市計画の一環といった性格をもつ事業となった。

皇居修築の計画は、天正十七年の正月ころから具体化して、種々の打合わせが行なわれ、三月中旬から本格的な作業に着手したようである。この間の事情や、以後の進捗状況などについては、『御湯殿上日記』やその他の公卿の日記類からさぐることができる。前田玄以を総奉行として工事はすすめられ、天正十七年の後半には新しい常御所、小御所、紫宸殿、御湯殿、対屋、女御御殿などが、公卿らが見物できるほどにはできあがっており、庭園の整備にも着手しているという。

しかし、天正十八年には小田原征伐などのこともあり、工事の進捗もやや遅れぎみであったのであろう。後陽成天皇が新造の内裏へ遷幸したのは、天正十八年も年の暮れとなった十二月二十六日のことであった。それでもなお清涼殿は未完成であつたらしく、翌天正十九年の二月四日に立柱がおこなわれたと『晴豊記』は伝えている。

皇居の大改築とともに御所周辺地区の整備も進行しており、禁裏との特別な関係を由緒としていた六丁町にも、屋敷替えや大名屋敷建設のことがあり、六丁町はもとより朝

廷でも大きな騒ぎがおこっている。『晴豊記』天正十九年閏正月四日条には、「六丁町大名屋敷成候間、かへの屋敷の事、法印申候へ共、程遠所被申付候間、禁裏より近所被仰付候様ニト御わひ事申入候、予ニ御談合被成、其上にて法印ニ可被仰出候由候仰にて候間」と、六丁町の禁裏近所への替え地を要望する談合に、勧修寺晴豊自身がかかわったことを記している。この「六丁町大名屋敷成」というのが、六丁町一帯を移転させてそこに大名屋敷街をつくろうというものだったのか、あるいは六丁町組の一部に若干の大名屋敷を組み込もうとするものであったのかは不明である。

こうした都市計画の一環として、禁裏御所の周囲に公家衆の屋敷が配置された公家町が造成されたと考えられる。しかし、公家屋敷街の全容が判明する史料は、「中むかし公家町絵図」まで時代が下る。この絵図は徳川氏による慶長度禁裏造営が終了した慶長末年から元和初年ころの状況を描いたものである。慶長度の禁裏造営と公家町の造替で、院御所・女院屋敷がつくられ、その地にあつた公家屋敷が梨木町・二階町の方に移されたと伝えるから、若干の変動はあるものの、「中むかし公家町絵図」の院御所・女院御

所のあたりに公家屋敷を並べたかたちが、天正末年ころの状況に近かったのであろう。

秀吉は、公家屋敷街の整備とともに、武家屋敷街についても指示したのではないかと考えられる。さきにも『晴豊記』でも、公家町西側に隣接する六丁町地区で、大名屋敷の建設がはじめられるなどの騒動があったとしているが、武家屋敷街としては聚楽第の周辺地区が主たるものであったに違いない。

秀吉は、諸大名に対して妻女の在京命令を発していたらしく、「諸国大名衆悉以聚楽へ女中衆令同道、今ヨリ可在京ノ由被仰付トテ、大納言殿女中衆今日上洛、筒井モ同前」と天正十七年九月一日からの在京に、諸大名は大わらわであった。諸大名妻女の在京には京屋敷が不可欠であろうが、この段階ですべての大名が京屋敷をもっていたとは考えられないので、おそらく大半は知人などのつてを頼んでの仮居であったであろう。しかし、妻女在京令が大名京屋敷建設を促進させたことはまちがいない。

フロイスは『日本史』のなかで、「この（聚楽）町は、日本のすべての諸侯や武将たちが無理やりに集められ、そして（住居を）構えた、（いわば関白により）強制的に造

られた町である」と記したが、天正十九年の飛躍的な発展ぶりにも言及している。

一五九一年に、この都の町は、同所に居住するために諸国から移転してくる人々の動きにもなって、建物、殿堂、居宅が数を増していったが、その変貌ぶりは、以前にこの町を見た者でなければ信じられぬほどであった。事実、この都で、町奉行が我ら（イエズス会員）の一人に語ったように、当初この町の（人口）は八千ないし一万（？）ほどであったが、今では戸数三万を超えると言われ、ますます拡大しつつある。しかもその（数は）、町人と職人が（住む）街だけのことで、内裏とその館に仕える貴族である公家たちの諸宮殿や、既述の関白の城と宮殿、その他すべての諸国の君侯たち（彼らは自らの意志に反して同所に住むことを強制された）の屋敷が占めている地域を除いてのことである。⁶¹

ここでは、町人の居住区、公家町、そして武家町に京都の街区が区分されること、武家町が聚楽第を中心とする地域に形成されていること、武家屋敷街は京都居住を義務づけられた大名たちの住区であることを指摘している。

武家屋敷街が聚楽第周辺から拡大して、禁裏や公家町に西接する地域にまで設定され、丸太町以北から一条通付近まであたりの町家は立退きを命じられ、禁裏、公家屋敷地区の西には大名屋敷・武家屋敷が建ちならんだという解釈もある。⁽⁶⁾これは、『晴豊記』に記された天正十九年閏正月四日条、同二十一日条、同二十九日条などの「京中屋敷かへ」にともなう混乱の状況からの判断によるものであろう。しかし、『晴豊記』の記述は、該当地域の全面的な武家屋敷街区化の史料と見るには不充分である。さらに検討の必要があろう。

いずれにしても、上京における武家屋敷街の造成については、聚楽第の破却、伏見新都市の建設という出来事によって、武家屋敷街そのものが伏見へ移転し、跡地が町家地区として再生したので、ほとんどその実態は判明していない。わずかに聚楽第址と同様、地名や町名にその名を残しているにすぎない。結果からいえば、京都における武家屋敷街は、きわめて短命で定着しなかった。その理由は、正直なところ秀吉自身が、京都の町を武家屋敷街化することを躊躇したというべきかもしれない。伏見にできあがった大城下町では、武家屋敷街がおどろくほどの広大な面積を占め

ている。⁽⁶⁾もし秀吉が、京都を中央政治都市として位置づけ、京都を本気で大城下町へと改造したならば、当時随一の商工業機能を持ち、豊臣政権の経済的基盤となりつつあった京都は、全く姿を消してしまい、豊臣政権自体の存立を損ねたことであらう。

四 お土居の建設

短冊型町割や寺院街・公家町・武家町の造成で、京都市中が戦乱のような大騒動となっていた天正十九年閏正月、秀吉は「京廻りノ堤」の築造をも命じている。京都市街のまわりに堀を掘り、掘りあげた土などを積みあげて土塁をつくり、堤の上に竹を植栽する大工事である。京都をすっぽりとつつむ堤はいつのころからか「お土居」ともよばれるようになっていたので、ここでもお土居という呼称を用いている。

お土居は、東は鴨川の川原と京都市街地を区画するようになり、市街地東端の寺町の寺院境内の裏手を南北に走っており、今出川から北へも賀茂川の流路に沿って延長され、上賀茂村の西で大きく西折している。北辺はそのままほぼ西進し、長坂越丹波道をこえて紙屋川の手前で南へ折れる。

西辺は紙屋川に沿って大將軍社前まで下り、ここで紙屋川を渡って大將軍村と西ノ京村の境界あたりでさらに西へ飛び出して矩形をつくり、紙屋川の左岸にもどって、南下しながら東へ直角に四回屈曲して九条の羅城門跡、すなわち四ツ塚へ至っている。南辺はほぼ九条通に沿って東進し、西洞院通との交点で北上、現在の京都駅構内を一番ホームに沿って東進して高瀬川へ突き当たる。高瀬川筋から離れて北上・七条通の南でまた東進して、東辺のお土居へとつながっている。お土居は当時の上京・下京の市街地と北・西・南部の農村地帯をも大きくとり囲むかたちで築造されている。

お土居の総延長はおよそ五里二十六町すなわち二二キロメートルを超える長さがあり、江戸時代中期の記録によると、お土居の平均的規模は、根数が一〇間から一五間半、馬踏が三間から四間、高さは二間から三間という⁽⁶⁴⁾。もちろん、お土居の長さにしても内側と外側では随分異なるし、高さも東北部では賀茂川の洪水対策のためか三〇メートル以上もあったと伝えられるから、前述の数字はあくまでも平均的なものにすぎない⁽⁶⁵⁾。お土居の外側には幅二間から一〇間位の堀がめぐっており、江戸期には近郊農村の用水で

あった。

お土居の築造には多大の労力が必要であった。諸大名の家臣や京都の社寺や公家にも人足を賦課して、きわめて短時日のうちにお土居は完成させられたようである⁽⁶⁶⁾。『三藐院記』は「天正十九閏正月より洛外に堀をほらせらる、竹をうへらるゝも一時也、二月に過半成就也」と記しているが、堀を掘った土を盛りあげて土塁を築いたのである。

秀吉はお土居および付設の堀造成にもなつて領地や境内を削りとられた社寺や公家衆などに対しては相当の替地を支給している。知恩院、建仁寺、東寺、六条道場歓喜光寺など、かなりの関係者があったことが、小野晃司氏の研究で明らかである⁽⁶⁷⁾。

お土居築造にはどのような意味があったのか、一連の都市改造事業とはどのような関連をもつのかについて、いろいろな見解がある。まず、洛中と洛外との区画線、すなわちお土居の内側を洛中、外側を洛外として区画する意味があったといわれる⁽⁶⁸⁾。しかし、実際のお土居の配置によると、洛中Ⅱ市街地、洛外Ⅱ農村という設定でもなく、洛中と洛外を区分するという行政的意味もほとんどない。これは目的というよりも結果として、江戸時代に洛中と洛外との境

界をお土居とするという考え方が生まれ定着したというべきであろう。お土居と堀とをセットとしてとらえ、さらに寺町の寺院街との隣接をも考慮に入れて、お土居に軍事的な堡壘としての意味を見ようとする考え方もある。この考え方には、秀吉の都市改造は聚案第を中心とする京都の城下町化構想であることの評価がある。この説は、『三藐院記』が、お土居に設けられる出入口は「悪徒」発生の時早鐘を合図にその出入口を閉じるものであると記したことによって補強されているかに見える。しかし北部や西部のお土居はあまりにも市中から遠く離れているし、お土居の規模や構造も軍事的役割というには疑問が多い。

お土居には、鴨川や紙屋川などの自然的地形をかなり考慮して築造している部分がある。

お土居のとくに北東部に防衛的施設としての意味を認めることは、その位置と構造からおおかたの了解を得られるところである。部分的にせよ、洪水の危険から都市を守るという意味でお土居が建設されているということは、新しい都市観として注目する必要がある。戦国武将の都市観が、戦争を前提として都市は焼かれる運命にあるものとしていた⁽⁸⁾ということと比較すれば、秀吉は都市を保護すべきもの、

育成すべきものと位置づけているかに見える。

お土居の築造位置や形状については、それぞれの事情を反映していると考えられるので、統一的な論理づけは難しいが、市街化されていない空間地を包みこんでいることも考慮しなければならぬ。空間地は、洪水対策上の遊水地的な意味を持ったかもしれないが、京都市街地の拡大を予想した都市計画的な意味も含まれていたと考えることもできよう。秀吉が都市改造を強行した根底には、京都市街地の発展が当然の予想としてくみこまれていたはずで、将来の大京都を災害から守り、都市発展の方向を策定したのが、お土居だったのではないだろうか。

しかし、その後の京都では、市街は北や西へはのびず、東側のお土居をこえて東方へ発展した。西方は湿地性であったこともあろうが、鴨川の東岸や東山の麓に、京都の生活と深く結びついた信仰や娯楽の場が発達したことが、お土居を障害物として破壊させ、市街地を東方へと押し出していくことになる。しかし、本格的な河原町の開発や鴨東地域の発展は、お土居築造から約八十年後の寛文十年、お土居よりさらに鴨川の流路に近いその両岸に洪水対策のみを意図したと考えられる寛文の新堤が完成して以降のこととなる。

五 むすびにかえて——地子銭の免除——

京都の都市改造をめぐる土木事業がほぼ完了した天正十九年の九月、豊臣秀吉は洛中の町々に対して地子銭の永代免除令を發した。京中に対する地子銭免除令としては、元龜四年の上京焼き打ち後に、焼土地域の復興をはかる目的で、織田信長が上京に対して發したものが知られている。

また天正十年の本能寺の変後に、明智光秀が京都の人心を掌握するために、京中の地子銭免除を指令したとする江戸期の記録もある。⁽⁷⁾しかし、いずれにしても秀吉より前の地子銭免除令は臨時的性格が強く、天正十九年九月令とは質的な相違がある。

秀吉は、洛中町々に対する地子銭免除より早く、天正十七年十二月に洛中洛外の社寺に対し、境内および門前の地子銭を免除する政令を各社寺に伝えている。⁽⁸⁾もっともこれは、各社寺に対する秀吉徴収分の地子銭を免除とするというもので、社寺へ特典を与えたという位置づけにならう。しかし、天正十九年九月令は、洛中の町々に対して、領主への地子銭納付を免除しており、秀吉自身の徴収分はもちろん、公家衆や社寺などの洛中町々に対する地子徴収権をも否定し

たわけである。

奈良の多聞院英俊は、秀吉による地子銭免除令の報を聞いて、「末代御名ヲノコス事、可有沙汰、則屋地子人夫以下諸公事商賈ノ座悉以免除了」と、秀吉が売名のためにおこなったかのごとき印象を記している。⁽⁹⁾しかし、地子銭免除に先立っては、かなり周到な調査や準備があつたようである。洛中洛外の検地を実施し所領や地子などの土地調査を進めている。

とはいえ、地子銭の免除や軽減の要求は、上京中、下京中が一丸となつて、戦国期から室町幕府や個別領主に対して求めてきた地子銭闘争のスローガンであつた。⁽¹⁰⁾こうした京都市民の要求をほぼ受け入れるかたちのものが天正十九年の九月令だったので、「末代御名ヲノコス」ための秀吉のやり方だといふ『多聞院日記』のような、うがった見方があつたのも当然かもしれない。

秀吉の地子銭免除令は、単なる思いつきや名声を得るためではなく、都市改造の総仕上げとして、万全の態勢を整えて実施されているのではないかと思う。なぜなら、洛中の地子銭を免除することによって利権を失う公家や社寺に対しては、洛中の地子徴収権を京郊農村へ振り替えて、農

村部において替地を支給しているからである。

小野晃司氏の研究によると、⁽²⁵⁾地子免除令による替地は、ほとんど吉祥院村において給付されているという。そして、都市改造事業に伴う社寺の境内地子替地や、お土居築造による減分の替地は、主として西院村において付与されているという。

秀吉が発給した地子銭免除の朱印状は、上京中、下京中、六丁中、聚楽町に宛てられた四通が確認されている。上京中に宛てたものを示しておこう。

京中屋地子事、被成御免許訖、永代不可有相違之条、

可存其旨者也

天正九年

九月廿二日

(朱印)

上京中

文面はきわめて単純であり、宛所の四カ所も明瞭である。上京中と下京中のほかに六丁町と聚楽町を加えていることは、当時の京都の町組のあり方を考慮したものと考えられ、この四通の朱印状で、おそらく京都市街全域の地子銭免除を発令したことになっていると考えられる。

京都の町人たちは、家屋敷にかかわる地代を支払う義務から解放されたのである。言葉をかえれば、京都市街地住

民に対する中世的領主権が根底から否定され、地子免除という政令も、上京中や下京中という宛名に示されているように住民組織に対して発せられている。京都はいわゆる領主のいない都市となったのであるが、それは秀吉による京都の一元的支配の出発でもあったのである。

中世の複雑な領主権を否定した上で、秀吉は天下人として、京都の地代徴収権を一元的に掌握してもよかつたはずである。なぜ秀吉は、京都から地代を徴収するものを一人も許さなかつたのであろうか、じつは、この点こそが一連の都市改造事業の性格を規定しているのではないかと思う。

ひと口でいえば、石高制の拠点都市として、京都を強力な市場機能をもった経済都市につくりあげることが、天正十八年前後の豊臣政権にとって急務だった。秀吉が、天下統一によってつくり出した近世的統一国家は、石高制のシステムで成立する。石高制とは、農村からできるだけ多くの年貢を生産物地代というかたちの現米で収奪する。そしてこの大量の米をなるべく高価に換金して、軍事、政治、日常面での領主的需要をまかなう。この年貢米の換金市場として、巨大な経済都市を近世的統一国家は必要とする。石高制を成立・維持させるためには、マーケット機能を備

えた中央都市を準備しなければならなかったのである。

秀吉が京都市街地の再開発をめざして町割を行ない、都市を保護・育成すべきものとして位置づけ、地子銭を免除する商工業者優遇策を打ち出したことは、京都の商工業都市としての飛躍的な発展を期待したからにはかならない。

また、中世的領主権の一掃は、都市の保護・育成とともに、米の換金市場として京都を機能させるためにも、必然条件であった。

中世都市京都は、豊臣秀吉による都市改造を経て、石高制と近世領主制を支える近世都市へと変身していく。京都を近世都市として定立をさせることによって、豊臣政権も近世的政権として歩みはじめたといってもよい。

京都は全国各地における都市の近世化のモデルとなる。

とくに、都市の経済機能育成という領主側の緊急課題が明らかとなる近世初頭の都市観に、決定的な影響をあたえたのではないだろうか。京都はもちろん、全国的に都市の発達が始まるのは十七世紀にはめざましくなる。

補注

(1) 小野晃司氏著「京都の近世都市化」『社会経済史学』第10巻第七号)所収。小野氏は、右論文の冒頭「天正十九年!この歳は、織田信長によって着手せられた天下統一の事業が、其の継承者豊臣秀吉によって完成せられた年であると同時に、帝都京都にとっても、都市としての発展に、一つの大きな時代を劃した時である。この歳を境として京都は其の様に於いても、又その市民生活の上に於いても、中世都市より近世都市へと大きな変革を遂げたのである」と記して、天正十九年をその変革年と述べている。

(2) 信長は入京直前湖東の地で歩をゆるめる示威行動をとり、その間に在京していた三好三人衆の勢力が退京、九月二十六日信長は東寺に、足利義昭は清水寺に、何とか大きな戦いもなく入京した。

(3) 高雄一彦氏著「信長入京」『京都の歴史』第四巻第一章第二節)参照。

(4) 『織田信長文書の研究』上巻二二八頁〜二二九頁。『言継卿記』永禄十一年十月二十一日条所収で、諸本所雑掌中宛は禁裏御料所諸役等之儀、如先規、被任御当知行之旨、為御直務可被仰付之状如件、

十月廿一日 信長朱印

上下京中宛は、

禁裏御料所諸役等事、自然於致無沙汰輩者、可被加御成敗之条、令存知之、可致其沙汰之由、所被仰出之状如件、

十月廿一日 頼隆判

(5) 山科言継は、当時内藏寮という職掌にあり、皇室経済の責任を負わされていたため、『言継卿記』には随所にそうした記載がある。

(6) 「立入宗継文書・川端道喜文書」(『国民精神文化研究所刊『国民精神文化文獻』一三所収)。

(7) 信長の後継者を定める会議で、信長の二男信雄と三男信孝のほか柴田勝家・羽柴秀吉・丹羽長秀・池田恒興の四宿老が中心であった。会議では織田家の筆頭家老柴田勝家と、山崎合戦以後急速に勢力をのびしてきた羽柴秀吉とが競合・対立した。なお、豊臣賜姓までは正しくは羽柴秀吉とすべきであるが、本稿では便宜上、単に秀吉、または豊臣秀吉と記す。

(8) 清洲会議では、信長の孫にあたる信忠の子三法師(秀信)が後継者と決定したほか、信長の遺領の分配もおこなわれた。この遺領配分で、秀吉は播磨のほかに養子於次丸秀勝の名前で山城と丹波を得た。また京都の支配は柴田・羽柴・丹羽・池田の四宿老の代官の合議となったが、秀吉のみが京都にとどまり、他の三宿老は退京したので、自然と秀吉の影響力が強まった。

(9) 『大日本史料』第十一編之四、五五一頁～五五二頁。

(10) 『兼見卿記』天正十一年九月十一日条、「妙見寺筑州屋敷ニ成、寺中悉壞取云々」。

(11) 『宇野主水記』これは、天正十三年七月の記事中の、玄以の宿所についての記載である。

(12) 小野免司氏は「京都の近世都市化」の補註(2)のなかで、

妙願寺はすでに信長時代から京都政務の拠点となっていたということを『阿弥陀寺文書』から説かれている。

(13) 『離宮八幡宮文書』(『大日本史料』第十一編之四、五九九頁)。

(14) 『阿弥陀寺文書』(『大日本史料』第十一編之四、六七八頁)。

(15) 『天正十一年折紙跡書』(『大日本史料』第十一編之四、六九九頁)。

(16) 『今村具雄氏所蔵文書』(『大日本史料』第十一編之四、七〇七頁)。

(17) 「玄以法印下知状」(『統群書類従』第二十三輯下、三二九～三四二頁)。

(18) 同前、三三八頁に次の如くである。

吾方疊指為天下一、信長被成御朱印、諸公事御定免許之上者、弥任秀吉判形之旨不可有相違之状如件

天正十一年十二月廿日

石見

(19) 同前。左の如くである。

鹿死院敷地事、為先年報恩寺替地、信長被仰付之上者、境内無相違可致進退之状如件、

天正十一年十二月十九日

報恩寺役者中

(20) 同前、三三六頁に左の通り。

紅粉座事、任御代々御證文之旨、以先祖相統之筋目可致商売、若背座法之族在之者、為座中堅可申付候状如件、

天正十一年十一月十八日

紅粉座中

(21) 同前、左のとおり

石清水八幡宮住京神人油座事、帶御代々證文上者、洛中洛外可致商売、并破座法致商売者於在之者、可加成敗、然者今度中村禿子弥次郎每背座法之条、人々成敗申候、弥以如先々為座中堅可申付候状如件

天正十一、十一月日

当京住京神人中

(22) 同前、三三五頁に左のとおり。

当職事、任綸旨並御代々證文其外補任等之旨、諸々江振売以下事、如在来堅令停止上者、如先々為座中可存知、若違背之族可為曲事候状如件、

十一月十八日

桶座中

(23) 『大日本史料』第十一編之十七、五六頁～一〇七頁。

(24) 豊臣賜姓については年代決定がむづかしいようで、『押小路文書』によると天正十三年九月九日、『公卿補任』は天正十四年条という。

(25) 『甫庵太閤記』巻の七において、「関白職並家臣面々官之事」につづいて「五奉行之事」の記述がある。

(26) 前田玄以については不明な点が少なくないが、京都における玄以の役割については、京都市編『京都の歴史』第四巻の随所で触れられている。

(27) 『多聞院日記』天正十四年二月二十七日条（角川書店刊『多聞院日記』第四卷一〇頁）。

(28) 『兼見卿記』天正十四年二月二十四日条。

(29) 『京都の歴史』第四卷（京都市編、学芸書林刊）序説のなかで、林屋辰三郎氏は「聚楽第の敷地としてえらばれた場所は、はかならぬ平安京の大内裏址で、当時内野とよばれたところであった。まさに王城の中心をうけついでいたといつてもよい。秀吉が聚楽第を建てる場合に、決して何処であってもよいというわけではなかった。自分自身で内野の地を定めたように、大内裏址ということこそ、大きな魅力であったらう」と述べている。

(30) 『兼見卿記』天正十五年一月二十四日条。

(31) 『多聞院日記』天正十五年三月。

(32) フロイス『日本史2』（松田毅一・川崎桃太訳、中央公論社版）一一六頁。以下、本稿では同書による。

(33) 『京都の歴史』第四卷第三章第二節「聚楽第と方広寺」参照。

(34) フロイス『日本史2』一一二頁。

(35) 『聚楽第行幸記』初日酒宴のあと、聚楽第庭園鑑賞の記事中の表現である。

(36) フロイス『日本史2』一一二頁。

(37) 『京都の歴史』第四卷二六七頁の表6「聚楽第ゆかりの町名」には、如水町、加賀屋町、藤五郎町、甲斐守町、主計町、福島直家町、伊勢殿構町、飛騨殿町、常陸町、中村町、長門町、稲葉町、左馬松町、田村備前町、阿波殿町の十六カ町をあげている。

(38) 『三雲文書』、『史料綜覧』巻十二、天正十七年十五日記事

による。

- (39) フロイス『日本史2』一九二頁。
- (40) 『兼見卿記』天正十四年四月一日条。
- (41) 『京都の歴史』第四卷二七四頁。
- (42) 『多聞院日記』天正十六年五月十二日条。
- (43) 『上下京町々古書明細記』所収、天正十六年五月八日記事。
- (44) 「立売組十四町与惣帳」(『上京文書』所収)。
大仏殿おとり入目
拾九貫四百四十九文小巻拾端立売ニ預リ申候
さけ式荷預リ申候
家數四百貳拾九間 老間ニ四十七文ト
合式拾貫百六拾文 くり申候
入目指引七百拾文余也 帳箱ニ入置申候也
天正拾六年五月廿九日 立売
- (45) たとえば、聚楽第は関白政権という公武支配・全国支配の形態的シンボルといった役割になったと考えることができるし、大仏殿は周知のごとく大仏鑄造を名分としていわゆる刀狩の実施へとつながっている。
- (46) 『京都古町記録』(『高辻西洞院町文書』所収)。字句の連いはあるが、多くの写本がある。
- (47) 木下政雄・横井清氏著「お土居と寺町」(『京都の歴史』第四卷第三章第三節)二九九頁から三〇〇頁では、秋山国三氏などの先行研究をうけて、「従来の研究がすでに指摘するよりに、祇園会の鉾出し区域に「鉾町」では自治的団結が強固であり、商家が密集して、当然にも地価も高かったことであろうから、さすがの秀吉政権もこの区域の改造は計画か

ら除外したものと考えてよい。」とのべている。

- (48) 伏見や近江八幡などに例は多い。
- (49) 『晴豊記』の天正十九年記事から左のとおり。
廿九日(閏一月)より「京中屋敷かへ、まち人われさきと、立家こぼち、又立引申事共也」
二日(二月)より「京中惣ほり口六十間之由申候、屋敷かへ中へらん行くことと也」
三日(二月)より「夕方京中屋敷かへ共見物ニ出候、中へ町人あさましき様鉢也、只らんなとの行やけたる跡の鉢也」。
フロイス『日本史2』一八九頁。
- (50) 木下政雄・横井清氏著「お土居と寺町」(『京都の歴史』第四卷)、三〇二頁～三〇五頁参照。
- (51) 『新修京都叢書』(臨川書店刊)による。
- (52) 内田九州男氏著「城下町大坂の誕生」(大阪市刊『まちに住まうー大阪都市住宅史』所収)一〇四頁で、内田氏は「以上のように、秀吉が城下建設と同時に町の北端と南端に寺町を建設しようとしたことは明白である。計画的な寺院街である寺町は、天正十九年に京都ではじめて建設されたというのが定説であるが、そのルーツは大坂の寺町にあるとみるべきであろう」と記している。
- (53) フロイス『日本史2』一八九頁～一九〇頁。
- (54) 『高辻西洞院文書』より所引。
- (55) 『京都の歴史』第四卷三〇五頁～三〇六頁。
- (56) 『京都の歴史』第四卷二八六頁。
- (57) 『晴豊記』天正十九年二月四日条中に「今日清涼殿のはし

立なり」とある。

- (59) 『多聞院日記』天正十七年九月一日条。
(60) フロイス『日本史2』一三三頁。
(61) フロイス『日本史2』一八八頁。
(62) 木下政雄・横井清氏著「お土居と寺町」(『京都の歴史』第四巻)二九一頁参照。
(63) 『京都府伏見町誌』所収「豊公伏見城ノ図」や伏見にのこる町名・地名からその様相をうかがうことができる。
(64) 『京都御役所向大概覚書』二、「京廻御郭土居敷並洛中洛外内敷之事」に、「京廻御土居敷長合、壹萬貳百貳拾九間余、但根敷拾間より拾五間半迄、馬踏三間より四間迄、高貳間より三間迄」とある。
(65) 『京都の歴史』第四巻二九七頁～二九八頁。
(66) 『兼見卿記』天正十九年正月十八日条や『華頂要略』天正十九年閏正月七日記事、『賀茂別雷神社文書』所収「天正十九年閏正月十一日付玄以書状」などに、お土居関係人足のことが見える。
(67) 小野晃司氏著「京都の近世都市化」(『社会経済史学』第十卷第七号)。
(68) 『京都の歴史』第四巻二九九頁に、「江戸時代の記録類によると、秀吉は天正十八年(一五九〇)に全国統一を終えたあと、連歌師の里村紹巴・京都所司代前田玄以を伴ってひそかに洛中を巡見、その後細川幽斎を呼んで洛中の境界を明らかにすることを諮問したという」と紹介している。

(69) 西川幸治氏著『都市の思想』(日本放送協会展刊)

(70) 『上京文書』所収元龜四年七月日付「織田信長条々」の第四条目に、「一、地子銭免除之事、但追々可申出之条、其以前何方へも不可能納所事」とある。

(71) 『京都町家旧記』『増補筒井家記』『豊内記』など。たとえば、『高辻西洞院町文書』の古記録写しにも「天正十年六月、明智日向守上下京地子御免」とある。

(72) 『京都の歴史』第四巻二八三頁参照。天正十七年十二月一日付で、大量の朱印状が発給されている。

(73) 『多聞院日記』天正十九年十二月二十八日条。

(74) 鎌田道隆氏著「戦国期における市民的自治について」(『奈良大学紀要』第十二号)。

(75) 小野晃司氏著「京都の近世都市化」一九頁～二二頁(『社会経済史学』第十卷第七号)。

(76) 『上京文書』。秀吉の朱印状のほか、この朱印状をうけた同年九月二十五日付「前田玄以下知状」も『上京文書』にある。